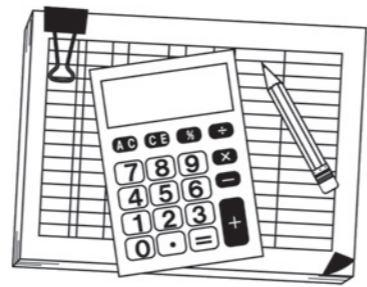


「確定申告」や「町民税・県民税の申告」をしなければならない方は次のとおりです。

◆確定申告をしなければならない方

- ① 事業所得（商業・工業などの所得）のある方
- ② 不動産所得（地代・家賃などの所得）のある方
- ③ 土地や建物を売った場合
- ※ また給与所得者の方で、次に該当される方は申告が必要です。
- ① 24年中の給与の収入金額が、2千万円を超えた方
- ② 2ヵ所以上から給与を受けている場合
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得が、20万円を超える方
（例）年額20万円を超える配当、家賃、原稿料などの所得がある場合



◆町・県民税の申告をしなければならない方

平成25年1月1日現在、町内に居住していた方（住民登録の有無にかかわらず）で次に該当する方は申告が必要です。

- ① 24年中に所得のある方で、確定申告の必要がない方
- ② 給与所得者で、給与以外の所得（20万円以下のもの）がある方
- ③ 内職・パートなどで、給与支払報告書のない方
- ④ 給与支払報告書を、町税務課に提出していない事業所から給与を受けている方
- ⑤ 公的年金等の収入が400万円以下であり、その他の所得が20万円以下の方で、住民税の各種控除を受けようとする方
- ⑥ 町内に居住はしていないが、下諏訪町に事務所・事業所・家屋敷を有する方

◆還付を受けるための確定申告書を提出できる方

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ① 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ② 給与所得者で年の中途で退職し、その後就職せず年末調整を受けなかった方
- ③ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

■お問い合わせ先 下諏訪町役場税務課町民税係 電話27-1111（内線121～123）

＜確定申告書の提出先＞ 〒392-8601 諏訪市清水2-5-22 諏訪税務署
 ＜お問い合わせ先＞ 諏訪税務署個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）

平成24年度中学生の“税に関する作文・標語コンクール”

諏訪税務署、諏訪地方事務所、町、関東信越税理士会、諏訪納税貯蓄組合連合会では、租税教育の一環として、中学生を対象に平成24年度「税に関する作文・標語」を募集しました。入選された皆さんの作品を紹介します。詳しくは下諏訪町役場税務課町民税係までお問い合わせください。電話27-1111（内線121）

【作文の部】（応募数13点）

○諏訪納税貯蓄組合連合会長賞

下中3年 青嶋 悟 「少子化対策としての税について」

○町長賞

- 下中1年 上條 雄也 「税金を納めるのは、得する？損する？」
 下中1年 飯塚 涼平 「消費税増税について」
 下中2年 桐生 仁司 「税金について思うこと」



【標語の部】（応募数488点）

○町長賞

- 下中2年 宮坂 菜唯 「税金は 未来を創る エネルギー」
 下中2年 清水菜々子 「税金を 使って育む 僕らの未来」
 下中3年 樫尾 光祈 「税金で 笑顔あふれる まちづくり」
 社中2年 岩村 和哉 「ほらそこに あなたの税金 生きている」
 社中3年 安阪ひかる 「税金で 助け合ってる 僕らの社会」
 社中3年 庭山 将暢 「その税は だれかの未来 支えてる」



所得税の確定申告 町・県民税の申告 相談が始まります



申告準備は
お早めに!



平成24年分の所得税の確定申告と町民税・県民税（住民税）の申告相談が2月18日（月）から始まります。

毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなかつたり、長時間お待ちいただくことになる場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。

なお、確定申告等の期限は平成25年3月15日（金）です。

【平成24年分 確定申告相談 日程一覧】

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月18日（月）～3月15日（金） （還付申告は申告期間前でも受付します）	午前9時～午後5時
町役場講堂（4階）	2月18日（月）～3月15日（金） （還付申告のみ2月14日（木）・15日（金）に受付します）	午前9時～午後4時

※土・日曜日はお休みです。また、正午から午後1時まではお昼休みになります。

※お持ちいただくもの：前年度の確定申告書・収支内訳書の控え、給与所得・公的年金等の源泉徴収票、預金通帳等口座情報が分かるもの、認印ほか

【確定申告書 作成指導会 ～税理士会諏訪支部主催～】

会場	日程	時間
町役場講堂（4階）	2月18日（月）～2月21日（木）	午前9時30分～午後3時

※次の方は計算等相談内容が複雑なので、この会場（町役場講堂）ではお受けできません。

- ◆資産の売却や交換をした方
- ◆住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ◆消費税の申告で課税売上金額が3,000万円超の方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得で前年所得が300万円超の方
- ◆贈与税の申告をする方

【税理士による無料申告相談】

関東信越税理士会諏訪支部では、下記のとおり給与所得者や年金を受給されている方を対象に、無料申告相談を行います。最寄りの会場で、お早めに手続き・ご相談等ご利用ください。

会場	日程	時間
岡谷市役所 茅野市議会棟	2月4日（月）～2月8日（金）	午前10時～午後3時 （正午から午後1時まではお昼休みとなります）

～青色申告・譲渡所得及び住宅取得等特別控除の申告は税理士または税務署へ！～

青色申告の方や、土地・建物・株式などの資産を売ったときの譲渡所得のある方、住宅取得等特別控除を受けようとする方、贈与税のある方の申告は、町役場の申告相談では受付することができません。税理士に依頼されるか、税務署へ申告をお願いします。

国税庁のホームページで申告書の作成ができます
 国税庁ホームページアドレス (<http://www.nta.go.jp>)